

規制改革会議 医療タスクフォース 議事録（第15回）

1. 日時：平成20年11月12日（水）14:50～15:50
2. 場所：国民健康保険中央会会議室（砂防会館別館4階）
3. 議題：レセプトオンライン化に対応した審査業務効率化の状況について
4. 出席者：

（社団法人国民健康保険中央会）

常務理事 牧原厚雄氏

理事 田中一哉氏

審議役 矢野周作氏

（規制改革会議）

松井主査、阿曾沼専門委員

【概要】

○事務局 それでは、規制改革会議第15回のタスクフォースを始めさせていただきます。本日は、国保中央会様から牧原常務理事はじめお三方にご出席いただきましてありがとうございます。本日の内容は「レセプトオンライン化に対応した審査業務の効率化の状況について」ということで、勉強させていただきたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは冒頭20分程度御説明いただきまして、その後質疑応答ということでどうぞお願いいたします。

○牧原常務理事 では、はじめに私の方から、これまでのシステムの開発の趣旨、経緯、進捗状況について簡単に御説明させていただきます。

私ども国保中央会のレセプト審査システムについて御説明の機会をいただきありがとうございます。本日は実際の画面にどんなものがあるのかということも含めてご説明し、ご覧をいただければと思います。

御承知のとおり、数年前までは磁気で請求のあったレセプトについても、紙に打ち出して審査するような状況でした。これはレセプト全体のうち磁気による請求が少なかったことや、画面での審査では十分な審査ができないといった審査員の声が強かったことによるものであります。審査自体も、9億枚の紙レセプト1枚1枚を審査委員が公平に審査するのは時間的にも無理があるため、現実的には、新設の医療機関、検査等の多い医療機関などを抽出して、重点的に審査するという方向に進まざるを得なかったというのが実態でした。

こういった問題を解決し、オンライン化の実を挙げるべく、23年度の全面オンライン化をにらみながら、画面での審査システムを開発してきたところで、ようやく現状までたどりついた。開発に当たっては、審査委員、事務職員がしっかりと審査ができることを目的としている。大量の情報がある入院レセプトについて、ただレセプトの内容を画面に表示するのではなくて、IT技術を活用して、その情報をいかに集約整理するかという点から、2つの画面に配分して表示するという開発も行っております。

本日は、システムもようやくここまで来たという開発途上ではありますが、

現時点のものとしてご覧いただければと思います。では時間の関係もございますので、さっそく具体的な説明をさせていただきたいと思います。説明はこのシステムを開発した矢野審議役から画面を使って御説明させていただきます。

○矢野審議役 <画面審査システムについて説明>

<質疑>

- 阿曾沼専門委員 レセプト電算化は業務フローの簡素化と一体的に行わないと、効率化は難しい。このような課題を具体的に解決されてきたのだと受け止めました。このシステムの効率化によって、要員全体はどの程度効率化、削減できるという見込みをお持ちでしょうか。
- 牧原常務理事 オンライン請求が増えてくる中で、紙に出力しての審査ではむだが多い。紙をなくしたいという発想からレセプトを画面で電子的に審査することについて、ようやくたどりついた段階である。まだその効果について把握できる状況にいたっていない。
- 阿曾沼専門委員 資料7ページの「前処理」について、どの程度パフォーマンスがあがると見込んでおられるのか。また、「事務共助」においては、まだまだ人手がかかる状況だと思うが、回数制限の問題とか、病名との問題とか、スクリーニングロジックを作成して審査を要するレセプトを絞り込んでいくというのは難しいと思うが、ロジック開発の検討はされていらっしゃるのか。
- 矢野審議役 「前処理」のパフォーマンスについては、紙レセプトと共存しており、なかなか測定しにくい。スクリーニングについては要望はあり、勉強しているところである。
- 松井主査 レセプトが完全に電子化された場合と紙レセプトが併用されている場合とで必要な職員数は異なるだろうが、「前処理」や「事務共助」について、現在の担当職員数はどのくらいか。
- 牧原常務理事 平成19年度で、審査に携わっている正規職員は約3,600人である。連合会の場合、審査支払だけではなく保険者事務の兼任もあるので、厳密な人数は把握していない。(審査委員数：医科2,950名、歯科540名、調剤100名)
- 田中理事 職員数については、国保の場合、審査支払業務だけではなくて、一般事務的な市町村保険者との共同処理業務も任されていて、審査支払業務のみを行っている社会保険診療報酬支払基金とは比較しづらい。正規の審査職員は3600人となっているが、業務上必要な者はもっと必要なんだけど、予算構成上、非正規のアルバイトとして雇用したりしていることもある。
- 松井主査 国保が支払基金を使う健保などと根本的に違うのは、審査・支払が委託された業務か、直接的なものかどうかということ。国保は、自らのトータルでの経費を削減する動機があるが、支払基金にはその動機がそもそもない。しっかりチェックすれば、それが効果として跳ね返ってくる。
- 田中理事 財源構成については、市町村国保特会が連合会に支出する場合、どのような支出、手数料で出すのかもしくは業務負担金で出すのか、必ずしも綺麗に整理されていない。この手数料が、審査支払に係る手数料だけなのか、その他の業務の

負担をお願いしていたりすることもあり、厳密には難しい要素がある。

- 松井主査 支払基金の審査支払手数料は1枚当たり114円。8億枚のレセプトを、800億円かけて処理している。国保では、おおよそどのくらいのコストがかかっているのか。
- 田中理事 審査支払事務費（2006年度）は、レセプト枚数8億3千万件で、1枚当たりの手数料は老人保健分も含めて80円弱。したがって、おおよそ560億円ぐらいになる。すべからず人件費だけなのか、その整理はしていないが、手数料としてはこの金額になる。
- 松井主査 各都道府県で運営が分かれていると思うが、手数料は統一されているのか。
- 田中理事 各都道府県47の正義があり、市町村長の判断、市町村長が構成している理事会総会の議決によることから、各都道府県で異なる。
- 松井主査 規制改革会議は、厚労省に対して支払基金の効率化を要請している。例えば、レセプト請求が完全にオンライン化されることを踏まえれば、支払基金の支部をすべての都道府県に設置する必要はないのではないかと。また、健保組合が国保に審査支払を委託することも選択肢としてありうると考えている。制度上は、保険者が国保への委託も選択できるようになった。国保として、受け入れる際にネックとなることはあるか。
- 田中理事 これまで、被用者保険と地域保険と2大制度で医療保険を運営してきた。審査機関の一本化については、これまでも議論の遡上に上ることもあったようであるが、すぐに立ち消えになっている。医療保険制度が一元化されれば別だろうが、大きな制度が2つある、組織体系で、それぞれの役割を果たす方がベターという判断があったのではないかと、我々としては考えている。
- 松井主査 過去は確かにそうだったかもしれない。しかし、最近では、健保組合の運営が立ち行かなくなっていて加入者が協会健保（政管健保）に移るようなケースも出てきており、健保組合側も支払基金の合理化を求めている。以前とは意味合いが変わってきた。費用対効果が見合うのなら、健保組合が国保に委託することもあって然るべきであり、厚労省にはその環境整備も要請しようと思っている。
- 田中理事 そういうことも考えられると思う。連合会の会員は、国保保険者で構成されている。国保保険者で構成されている審査機関が、国保以外の被用者保険から受託することについて、さらに考え方が整理されることがひとつには必要でしょう。それから、支払基金は支払基金で努力されているでしょうから、健保組合、政管健保等が、期待されるような業務に関する努力をなさることも必要だろうし、もし健保組合が支払基金についてそのように思われているのだったらそのような理由があるのかもしれませんが。国保は国保で、市町村から見れば、もうちょっと安くならないかとの意見はあり、最大限そこは対応していきたいと考えている。また、支払基金のデータを承知していないので比較はできないが、国保の場合職員の給与ベースは、県下各市町村の職員給与ベースが参考となり、人件費等については、支払基金と国保連合会の間で算定要素が違っている実態もある。
- 松井主査 ラフに計算すると、支払基金の職員の給与は1人当たり平均900万円程

度。たぶん大きく差があるのではないか。

- 阿曾沼専門委員 本日ご説明いただいたシステムは、支払基金にも技術的には応用可能ですか。
- 矢野審議役 国保は Windows、支払基金は Windows 以外と OS は異なる。
- 阿曾沼専門委員 それは大した問題にはならない。多少のカスタマイズは必要でしょうが、基本的ロジックは国保と支払基金で違いはないわけですから。
- 矢野審議役 OS の違いが大した問題でないということであれば、可能だと思います。
- 松井主査 支払基金は自身の審査システムをなかなかディスクローズしてくれない。国保中央会と支払基金で情報交換することはあるのか。
- 矢野審議役 ここ数年、支払基金のシステムは見てない。
- 阿曾沼専門委員 当初、レセプト電算の議論が始まった頃は、支払基金の方が、情報リテラシーが高くて国保よりも IT が進んでいるという説明だったのだけど、今は圧倒的にこちらが進んでいて素晴らしいと感じる。
- 松井主査 支払基金がどういうシステムを作っているのか分からないが、支払基金は「特別の法律により設立される民間法人」で、以前は国の機関だった。開発の費用負担を考えれば、その審査システムには公共財的要素があると思うが、どうして一般に公開できないのか。疑問に感じている。
- 牧原常務理事 国保の審査支払システムを基金に適用するとすると、市町村国保に費用負担してもらって開発したものですからお金の問題をどう整理するかは必要になる。
- 阿曾沼専門委員 しかし、純技術論で言えば可能かということですよ。
- 牧原常務理事 技術的には可能としても、またひとつには、競争原理という考え方もある。最初は支払基金のシステムが進んでいたことは間違いなく、その後頑張ってきてここまで開発してきた。
- 松井主査 まさにその競争原理を導入したいと考えている。手数料を支払うのはユーザー側。国保は保険者そのものが審査しているわけだから、健保組合も直接審査すべき。ただし、それができる健保は限られている。大部分の健保組合には審査能力がないので、外部に委託する必要がある。その際には、精緻な審査ができてコストが安いところがあればそちらに委託するのが当然の話で、そういう環境を作る時期に来ているのではないかというのが我々の主張。
- 松井主査 医療データの入口であるレセプトの様式見直しは、当会議も提案している。IT 化の推進には避けて通れないと考えるが、厚労省はあれこれと理由を付けて拒否している。だったらなぜ電子化するのか。電子化の意味を全否定するような回答をしてくれている。
- 田中理事 結局システムをこれだけ開発してきても、ペーパーと磁気が併存していたら全く意味がない。早く電子レセプトをきっちりやる、必要な環境を整えるという努力を政府がしていただかないと無駄になる。
- 松井主査 紙ベースでは全てのレセプトをチェックすることはできない。電子化によってお金を受け取る側が支払う側の監視下に入るわけで、これは、その立場にな

ればやって欲しくない話だと思う。支払う側にとっては「やっとか」と。「無駄なものにはお金を払わないぞ」というごく当たり前の世界によくなくなる。

- 田中理事 韓国では、電子化が100%近くになっているが、電子化前と電子化後で請求書の中身、審査に提出する前の段階で、各医療機関でかなり精査して出してくるようになっている。これは電子化の効果といえる。
- 阿曾沼専門委員 審査基準をオープンにしていることもあるんですよ。
- 田中理事 それに加えて、電子化になると完全にチェックされてしまうという意識が働いている。
- 松井主査 機械はミスしないし、不正も見逃さない。
- 田中理事 正しい請求をしなくてはいけないという意識が働いている。
- 松井主査 電子化には計り知れないメリットがある。証券界も10年前まで手作業だったが、電子化されて不正ができなくなった。取引は全部データとして残るし、そもそも不正な取引はシステムで全部はねてしまう。これで、人の手を介すことで起こるような不正は、その温床がなくなった。おそらく、レセプトの電子化でも同じことが起こる。
レセプトのオンライン請求義務化に医師会が反対している理由がよく分からない。高齢の医師がパソコンを使えないというのは理由にならないわけで、他に別の意味があるのかと推測している。
- 田中理事 介護にしても、自立支援にしても、いろいろな費用請求が磁気化され始めている。医療機関も精通してきているので、それがネックになってというのは少なくなってきた。
- 松井主査 今見せていただいたように、電子化でレセプトは情報の宝庫となる。そのデータを加工することで標準的医療の確立にも資する。それをどうして利用しないのか。否定して一体何になるのか。
- 田中理事 国保においては、まだ実施している連合会が少ないので、まず精度を高めながら、全国保連合会が全レセプトを対象に画面審査できる環境づくりを急がないといけないと思っている。それが、いろんな費用面とか、無駄を排除することにつながると思いますし、まあ走り始めたばかりの段階である。
- 松井主査 レセプトのオンライン請求義務化は閣議決定されている話。昨年厚労省に確認したところ「後戻りすることはありません」と断言していた。例外的な措置はあるが、2011年の完全オンライン化は国民の了解の下に担保されている。これを覆すことは国会での法律改正でもしない限り出来ない。それでも敢えて反対するならば、きっと表向きの理由以外のところで大きな理由があるのだろう。これほど患者・消費者、国民を愚弄するものは無いし、オンライン化に伴う支払基金の問題はそこに関わる問題だと思っている。単に合理化といった問題だけではなく、そもそも誰の為の審査かという根本的な問題である。

本日は本当に参考になりました。ありがとうございました。

以 上